

平成22年度特別支援学校における医療的ケアに関する研修事業実施要項

1 趣 旨

特別支援学校における医療的ケアの実施に当たっては、都道府県等及び学校における実施体制を整備することが重要である。このため、医療的ケアを担当する指導主事、校内において医療的ケアの実施について指導的・調整的な役割を果たす教員・看護師等を対象に、医療的ケアの実施に係る講義等を通じて、実施体制の構築に資する知識面、技能面での理解の向上を図る。

2 主 催

文部科学省
開催地教育委員会

3 研修内容

医療的ケアに関する体制面、医療面での理解の向上を図ることを目的として、専門家の講義、協議等を行う。

4 開催方法等

全国を4ブロックに分けて、各ブロックごとに下記の県に開催を委嘱し、当該ブロック内の都道府県を対象とする研修を行う。

(1) ブロック名，開催地，開催期日等

ブロック名	開催地	ブロック内都道府県	開催期日
北海道・東北・北関東	岩手県	北海道，青森県，岩手県，宮城県，秋田県，山形県，福島県，茨城県，栃木県，群馬県	平成22年 8月5日(木)～ 8月6日(金)
南関東・甲信越・北陸・東海	新潟県	埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県，山梨県，長野県，新潟県，富山県，石川県，福井県，岐阜県，静岡県，愛知県，三重県	平成22年 7月27日(火)～ 7月28日(水)
近畿・中国・四国	滋賀県	滋賀県，京都府，大阪府，兵庫県，奈良県，和歌山県，鳥取県，島根県，岡山県，広島県，山口県，徳島県，香川県，愛媛県，高知県	平成22年 8月25日(水)～ 8月26日(木)
九州・沖縄	沖縄県	福岡県，佐賀県，長崎県，熊本県，大分県，宮崎県，鹿児島県，沖縄県	平成22年 8月17日(火)～ 8月18日(水)

(2) 会 場

開催場所は、開催地教育委員会において決定の後、ブロック内の都道府県に対し連絡する。

(3) 受講者

① 受講資格及び受講人数

都道府県の医療的ケアを担当する指導主事（1名程度）、医療的ケアを実施する学校において指導的・調整的な役割を担う教員・看護師等（各学校1名ずつ）とする。また、都道府県教育委員会の推薦により、都道府県医療関係部局担当者及び指定都市の教育委員会の担当指導主事・医療関係部局担当者を参加させることができるものとする。受講人数は、開催地教育委員会との協議により決定する。

② 受講者名簿の提出

受講者については、各都道府県教育委員会が、医療関係部局、指定都市の教育委員会等と相談の上、選定し、開催日の2週間前までに、開催地教育委員会に名簿を提出するものとする。

ブロック名	提出先・住所等
北海道・東北・北関東	岩手教育委員会事務局学校教育室特別支援教育担当 〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号 TEL：019-629-6143
南関東・甲信越・北陸 ・東海	新潟県教育庁義務教育課特別支援教育推進室 〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 TEL：025-280-5606
近畿・中国・四国	滋賀県教育委員会事務局学校教育課特別支援教育室 〒520-8577 滋賀県大津市京町4丁目1番1号 TEL：077-528-4578
九州・沖縄	沖縄県教育庁県立学校教育課特別支援教育班 〒900-8571 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 TEL：098-866-2715

③ 受講者の決定

受講者については、都道府県教育委員会からの推薦を受けた後、開催地教育委員会が文部科学省と協議の上決定し、開催地教育委員会から通知する。

5 経 費

文部科学省は、4（1）の開催地教育委員会に対して、予算の範囲内で事業の実施に要する経費を支出する。

6 その他

- (1) 各ブロック毎の実施要項等は、開催地教育委員会が文部科学省と協議して作成する。
- (2) 各ブロック毎に当該研修に関するアンケートを実施する。調査内容は別に連絡する。
- (3) 参加者の旅費については、参加者の所属する地方公共団体の負担とする。